

都市計画マスタープラン制度の背景

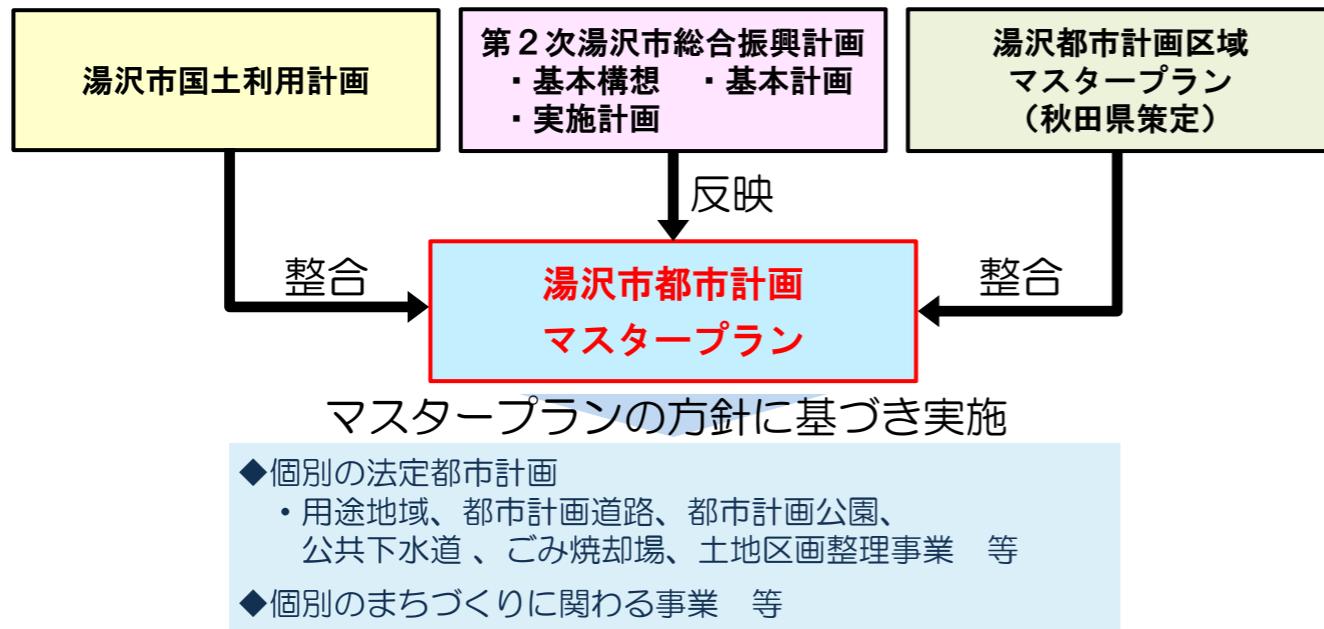
都市計画マスタープランの位置付け

- ▶ 都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと

都市計画マスタープランの役割

- 概ね20年後の都市の将来像を市民と共有
- 湯沢市が定める都市計画の根拠
- 方針に基づく一体性ある整備の実施
- 各種施策との連携
- 市民と協働のまちづくり推進

- ▶ 都市計画マスタープランは、『湯沢市総合振興計画』を反映するとともに、『湯沢市国土利用計画』や秋田県が策定している『湯沢都市計画区域マスタープラン』と整合を図る必要がある。



都市計画マスタープラン見直しの背景・必要性

- ▶ 湯沢市の都市計画マスタープランは、平成7年に策定された後、平成14年3月に改定されて現在に至る。
- ▶ 平成14年計画の目標年次は平成32年であり、策定後15年が経過している。
- ▶ 平成17年には市町村合併が行われたほか、昨年度、第2次総合振興計画が策定された。
- ▶ 平成18年には市街地の郊外への拡散を抑制し「コンパクトな都市づくり」を目指した「まちづくり三法の改正」が、平成26年には「コンパクト+ネットワーク」の都市づくりを目指した「都市再生特別措置法の改正」が行われるなど、社会情勢が大きく変化している。
- ▶ この様な状況を踏まえて、今回、都市計画マスタープランの見直しを都市再生特別措置法の改正に伴い位置づけられた「立地適正化計画の策定」と合わせ、実施するものである。

都市計画マスタープラン見直しの必要性

- 現在の計画が策定後15年を経過
- 市町村合併を行ったほか、上位計画である第2次湯沢市総合振興計画が策定
- 都市づくりに係る各種法改正が行われるなど、社会情勢が大きく変化

都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランの構成等

【対象範囲】

- ▶ 都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」であるが、概ね20年後の湯沢市の将来像を示し、市民と行政が共有し、実現を目指すものであるため、都市計画区域外を含めた、湯沢市全域を対象とする。

【計画の期間】

- ▶ 上位計画である、第2次湯沢市総合振興計画の基本構想の計画期間は平成29年度～38年度となっている。
- ▶ 都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来像を示すものであるため、計画期間は平成30年度～50年度となるが、総合振興計画の反映が必要であることから、中間年度で必要な見直しを行うものとする。

【計画の構成】

- ▶ 都市計画マスタープランの構成内容は以下のとおりである。

【全体構想】

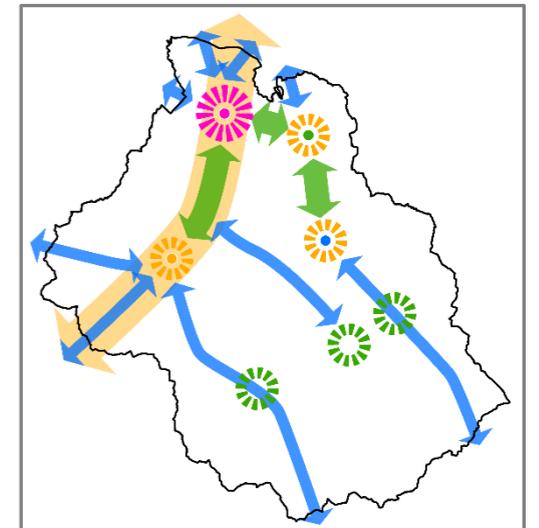
- ◆都市づくりの目標と将来都市構造
まちづくりの現況や課題を踏まえ、「まちづくりの基本理念」「目標」「将来都市構造」を設定
- ◆都市整備方針
将来都市像の実現に向けた部門別の整備方針
「土地利用」「道路・交通体系」「公園・緑地」「下水道・河川」「処理場」「景観」「防災」

【地域別構想】

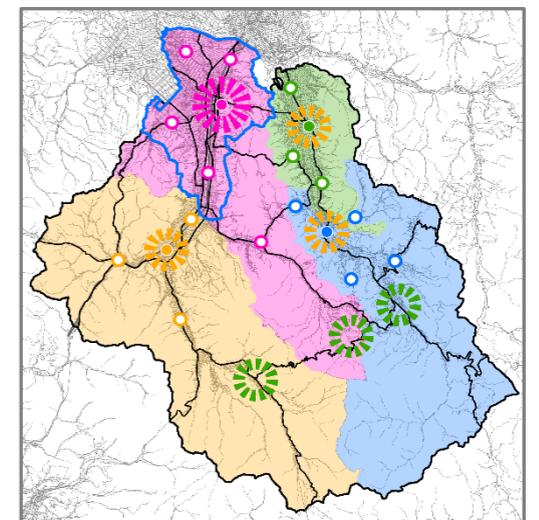
- ◆地域割り
4地域「湯沢」「雄勝」「稲川」「皆瀬」で作成
- ◆地域づくりの目標
地域の課題や全体構想における地域の位置付けを踏まえ、「地域づくりの目標」を設定
- ◆地域整備の方針
「地域づくりの目標」の実現にむけて、「地域づくりの方針」を設定

【まちづくりの実現方策】

- ◆実現方策
都市及び地域づくりの方針に基づき考えられる事業・制度を位置づけ
- ◆計画推進体制
都市及び地域づくりを実施する際の市民・行政や様々な主体による望ましい推進体制
- ◆計画管理
計画の進行管理や見直しの考え方



都市構造図イメージ



地域別構想の区分